

証明写真自動撮影機設置事業者募集実施要領

豊中市では、証明写真自動撮影機を設置することにより、手続きに証明写真を必要とする市民等の利便を図ることを目的とし、証明写真自動撮影機設の設置者を募集します。

応募を希望される場合はこの募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

1. 公募物件

所在地及び設置場所	台数	設備の有無	使用許可スペース	最低基準額	位置図	売上実績
市役所第二庁舎ロビー内北側入口東角	1台	電気コンセントあり	幅 1.25m 奥行 1.6m	17,336円 (税込)	別紙参照	2019年度 上半期 751,800円 下半期 718,800円 2020年度 上半期 842,900円

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者が応募することができます。なお、証明写真自動撮影機設置後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。）。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 豊中市物品等入札参加資格の認定を受けていること。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすお

そのある団体に属する者でないこと。

- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3. 公募の条件

(1) 設置方法

証明写真自動撮影機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

(2) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間（証明写真自動撮影機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含みます。）は令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの1年間とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して本市が支障ないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可を更新することができます。なお、更新については、当初本市が設定した応募条件を変更しないことを前提として、4回の更新（最大5年）を限度とします。

※許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

※使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了3か月前までに行政財産使用許可申請手続きを行ってください。

② 使用料

設置者は、証明写真自動撮影機を設置するにあたり、使用料を本市に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」とします。）の中から、本市が設定する最低基準額以上かつ最高の額を提示した応募者を設置予定者として選定します。物件毎に設置予定者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって設置予定者が行政財産使用許可申請手続きを行うことにより正式に設置者となり、使用料が確定します。使用料は本市の発行する納付書により本市の指定する期限までに全額納入してください。

納入された使用料は原則として返納できませんが、以下の場合については施設管理者と設置者が協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用した期間や、販売可能であった期間を勘案し、施設管理者と設置者が協議するものとします。

ア 災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。

イ 臨時の長期休館など、商品の販売が事実上不可能となる期間があったとき。

ウ その他、設置者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

③ その他必要経費等

証明写真自動撮影機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含みます。）、移転費等の一切の費用は設置者の負担とします。

電気料金についてもその全額を設置者の負担とし、本市が発行する納入通知書により使用料を本市が指定する期限までに全額納入してください。

電気料金については子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限ります。）を設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、子メーターの管理についても設置者負担とします。

(3) 証明写真自動撮影機の基準

証明写真自動撮影機については、下記の仕様をすべて満たす機種としてください。

① 次のサイズの証明写真を選択して撮影できること。

縦3 cm×横2.5 cm

縦4 cm×横3 cm

縦4.5 cm×横3.5 cm

② カラー写真が撮影できること。

③ 車いす対応であること。

④ 音声案内及び多言語対応があること。

⑤ マイナンバーカード申請対応であること。

(4) 設置条件

① 証明写真自動撮影機の寸法

証明写真自動撮影機は、設置位置図に示した場所に、使用寸法を超えないものを設置してください。

② 安全対策

証明写真自動撮影機を設置するにあたっては、事前に施設管理者と協議のうえ、業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で安全に設置してください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。

(5) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

① 許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。

② 許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。

③ 許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

④ 使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。

(6) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

① 消耗品補充、金銭管理など証明写真自動撮影機の維持管理については設置事業者が行うこと。

② 証明写真自動撮影機の売上額及び件数については、月別に集計を行い、市へ報告を行うこと。

③証明写真自動撮影機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、証明写真自動撮影機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、本市は一切補償しません。

- ①許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- ②使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
- ③設置者が「10 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合
- ④著しく社会的信用を損なう行為等により設置者として相応しくないと本市が判断した場合

(8) 原状回復

設置者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に本市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。

なお、原状回復に際し、本市は一切の補償をしないものとします。

(9) 損害賠償

① 設置者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

② 設置者は、許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(10) 費用の支出及び請求権の放棄

使用許可物件に投じた費用は、理由の如何を問わず全て設置者の負担とし、これを本市に請求することができません。

4. 応募申込手続き

(1) 申込方法

応募者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）のうえ、提出先または応募受付場所に提出書類を郵送または直接持参し、提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず提出先にその旨連絡し確認をしてください。

- ① 郵送で申込む場合

申込受付期間：令和3年（2021年）1月13日（水）
～ 令和3年（2021年）2月12日（金）必着

送 付 先：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市市民協働部市民課企画調整係 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け付けられませんので、ご注意ください。

② 持参する場合（土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。）

申込受付期間：令和3年（2021年）1月13日（水）
～ 令和3年（2021年）2月12日（金）

【午前9時～午後5時15分】

提 出 先：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市市民協働部市民課企画調整係 宛

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書 様式第1号
- ② 応募者概要説明書 様式第2号
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- ④ 誓約書兼承諾書 様式第3号
- ⑤ 設置する証明写真自動撮影機のカタログ

(3) 申込みにあたっての留意事項

- ① 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。
- ② 電話、ファクス、インターネットによる受け付けは行いません。
- ③ 提案価格は、応募物件ごとに年額の価格を記入してください。
- ④ 提案価格が最低基準額に達しないとき、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なる場合は、提案自体を無効とします。
- ⑤ 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ⑦ 応募書類の返却は行いません。

(4) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、証明写真自動撮影機設置予定者選定及び使用許可事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

5. 設置予定者の選定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置予定者の選

定対象とします。

(2) 公募物件に対し、本市が設定する最低基準額以上の額で、かつ提案価格について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、設置予定者とします。なお、提案価格について最高の金額に応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(3) 設置予定者の通知等

設置予定者の決定は、令和3年（2021年）2月15日（月）の予定です。

公募結果については応募者全員に文書で通知します。

設置予定者は、行政財産使用許可申請手続きを行い、本市から使用許可を受けて正式に設置者となります。

6. 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 最低基準額を下回る価格提案をしたもの。
- (2) 応募者の記名押印がないもの。
- (3) 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- (4) 同一価格提案について、2以上の価格提案をしたもの。
- (5) 提案価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- (6) 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- (7) 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。
- (8) その他価格提案に関する条件に違反したもの。

7. 行政財産の使用許可申請手続き

設置予定者は、令和3年（2021年）3月1日（月）までに、行政財産使用許可申請書その他提出書類を提出してください。なお、使用許可申請は応募申込書に記載された名義以外では行うことはできません。

<行政財産使用許可申請に係る提出書類>

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 設置場所の図面
- ③ 証明写真自動撮影機の外寸図

8. 設置予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって設置予定者に損失が生じたとしても、本市は一切補償しないものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 「11 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合

9. 設置者の公表

設置者の決定後、本市ホームページに決定金額及び設置者を掲載します。

10. 設置者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本市の証明写真自動撮影機に関する設置者としての資格を失います。

- (1) 許可の条件に違反する行為が認められ、使用許可が取り消された場合
- (2) 応募の提案書類又は実績報告書に虚偽の報告があった場合
- (3) 正当な理由なく証明写真自動撮影機の設置を辞退した場合
- (4) 使用許可期間満了前に自己都合により証明写真自動撮影機を撤去した場合

11. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

12. 問合せ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号（第一庁舎・1階）

豊中市市民協働部市民課企画調整係 担当：上芝・岩瀬 TEL：06-6858-2200